平成２５年（フ）第２５０号
神戸市長田区東尻池町４丁目11番16号
債務者　黒田　　修
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５８号
神戸市垂水区桃山台３丁目23番地の９、従前の住所神戸市垂水区塩屋町４丁目14番30号
債務者　奥村　**直**子（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６０号
神戸市北区西大池２丁目７番101―506号、従前の住所神戸市北区花山東町２番15―307号
債務者　鳥居　重美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
山口市大内御堀3854番地10
債務者　永井　　都
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４５号
青森県八戸市小中野八丁目２番21号　中村アパート１号
債務者　村岡　秀子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
仙台市太白区長町８丁目３番14号　第１福聚荘102
債務者　阿部志津男
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
仙台市太白区長町８丁目３番14号　第１福聚荘102
債務者　阿部　静江（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
仙台市青葉区二日町17番20―204号、従前の住所東京都杉並区浜田山４丁目５番30―403号　シティハウス浜田山ガーデン
債務者　岡本奈王子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
神奈川県横須賀市西逸見町２丁目19番地
債務者　猪飼　弘美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６３号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田1410番地
フェリーク三浦海岸108
債務者　三壁　勝美
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６６号
神奈川県横須賀市長浦町５丁目99番地　静荘203
債務者　大柳　　強
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２０３号
北九州市八幡西区鷹の巣３丁目１番21―301号
債務者　葛島　明子
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２０７号
北九州市八幡東区八王寺町５番29―401号
債務者　伊藤みゆき
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３８号
北九州市小倉南区長尾４丁目23番４号　C―102
債務者　山下伊知郎
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４５号
北九州市小倉南区志井鷹羽台19番６号
債務者　山崎ひとみ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３５号
福島市飯坂町平野字石堂前18番地の３　ハイチコーポ平野Ⅰ―201号、従前の住所福島市飯坂町字十綱下12番地の４　昭和マンション飯坂203号
債務者　松長サト子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
福島地方裁判所